

「つや姫」生産者認定・生産計画募集要項

令和9年産の「つや姫」の栽培を希望する生産者及び生産計画について下記のとおり募集いたします。

1 申請の募集期間と提出先

- (1) 募集期間：令和8年8月7日(金)から令和8年9月11日(金)まで
- (2) 提出先：各市町村農政主務担当課

2 申請ができる方及び認定要件

生産者認定申請できる方は、山形県内で「つや姫」の栽培を希望する農業者、法人及び生産者集団です。ただし、認定されるためには下記の要件を満たすことが必要です。

(生産者集団とは、規約を有し、栽培方法や使用する資材等を統一した栽培を実践する生産者組織をいいます。)

(1) 基本要件（次のいずれにも該当すること）

- ①栽培適地内の水田において栽培すること。
- ②栽培マニュアル及び品質・食味・栽培基準等を遵守すること。
- ③種子の再譲渡と自家採種を行わないこと。
- ④収穫物は自家消費を除き、全量出荷（販売）すること。
- ⑤「つや姫」出荷基準基本方針に基づき自主仕分けに取り組むこと。
- ⑥「つや姫」ブランド推進にかかる各種制度の運用（書類の提出を含む）、
「つや姫」ブランド推進に協力すること。また、これまでも協力していること。

(2) 面積要件（次のいずれにも該当すること）

- ①稲作を経営の柱とし、生産者の水田経営面積が3ha以上又は市町村平均の2倍以上であること。
- ②「つや姫」の最低作付面積が概ね60a以上であること。ただし、有機栽培の場合は、「つや姫」の最低作付面積が概ね20a以上であること。

(3) 栽培要件

次のいずれかの栽培を行い、第三者機関からの認証を受けるものであること。

- ①有機栽培
- ②特別栽培

(4) 販売要件

集荷団体へのお荷等、具体的な販売（出荷）計画を有していること。

(5) その他

認定に当たっては、県農業再生協議会及び地域農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力していることを確認する。

< 中小規模生産者特別認定 >

上記の面積要件を満たさない場合でも、次の要件を満たすことで認定を受けることができます。（他の要件は上記と共通ですが、通常の申請様式に加えて専用の様式の提出が必要です。希望者が多い場合、過去3年の有機栽培、特別栽培実施者を優先します。）

（１）面積要件（次のいずれにも該当すること）

① 水稻経営面積が２の（２）面積要件の①（３ha以上または市町村平均の２倍以上）を満たさないこと。ただし、市町村平均以上であること。

② 「つや姫」の最低作付面積は、１筆単位で概ね30a（有機栽培は20a）以上とする。

（２）良食味・高品質米生産に係る要件（次のいずれにも該当すること）

① 過去３か年の一等米比率が概ね各年次の県平均以上であること、又は、過去５年以内に自治体や農業団体が主催する食味コンクールの入賞者であること、又は、現に農業士であるか、過去にその認定歴があること。

※なお、令和５年産の一等米比率が大きく低下したため、令和６年産、７年産の一等米比率を確認した上で、総合的に判断する場合がある。

② 生産工程における主要作業を生産者自らが行っていること。作業を委託している場合であっても、委託先が適期内に各作業を完了できること。

３ 申請方法

申請される方は、「つや姫」生産者認定制度実施要綱に基づき、「つや姫」生産者認定・生産計画承認申請書を作成し、募集期間内に市町村農政主務担当課あてに提出してください。

「つや姫」生産者認定制度実施要綱及び申請様式は、「つや姫」「雪若丸」ホームページ (<https://www.tuyahime.jp>) からダウンロードできます。また、各市町村農政主務担当課及び各総合支庁産業経済部各農業技術普及課で配布しています。

４ 審査、結果通知及び認定・承認

申請内容を、各地域の「つや姫」生産者認定、並びに「雪若丸」・水稻新品種等生産組織登録に係る委員会において審査します。その結果を受け、山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部が認定・生産計画承認の審査を行い、申請者に審査結果を通知します。

なお、以下の点を御承知おき願います。

① 申請した面積がそのまま認定・承認されない場合があります。

② 「つや姫」生産者認定制度実施要綱の第15条に該当する場合、又は第16条に定める計画的な生産、販売及び品質管理、並びに関係書類の整理保管がなされない場合は認定の取消や翌年度以降の認定ができない場合があります。

※第16条に定める内容として、出荷基準の遵守、関係書類（種子受領・苗処分確認書、栽培チェックリスト等）の提出等が該当します。

【お問い合わせ先】

◎各市町村農政主務担当課

◎村山総合支庁 農業技術普及課	山形市鉄砲町2-19-68	TEL 023-621-8277 (FAX 023-621-8275)
◎〃 西村山農業技術普及課	寒河江市大字西根字石川西355	TEL 0237-86-8248 (FAX 0237-86-8247)
◎〃 北村山農業技術普及課	村山市楯岡笛田4-5-1	TEL 0237-47-8638 (FAX 0237-55-3239)
◎最上総合支庁 農業技術普及課	新庄市金沢字大道上2034	TEL 0233-29-1326 (FAX 0233-22-2026)
◎置賜総合支庁 農業技術普及課	高畠町大字福沢160	TEL 0238-57-3411 (FAX 0238-57-3414)
◎〃 西置賜農業技術普及課	長井市高野町2-3-1	TEL 0238-88-8212 (FAX 0238-83-1119)
◎庄内総合支庁 農業技術普及課	鶴岡市藤島字山ノ前51	TEL 0235-64-2103 (FAX 0235-64-2104)
◎〃 酒田農業技術普及課	酒田市若浜町 1-40	TEL 0234-22-6521 (FAX 0234-22-6522)